

令和元年度

南房総市健全化判断比率等審査意見書

南房総市監査委員

南 監 第 7 1 号

令和2年8月12日

南房総市長 石 井 裕 様

南房総市監査委員 福 原 孝 雄

南房総市監査委員 辻 貞 夫

令和元年度南房総市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく南房総市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

- 目 次 -

令和元年度南房総市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の結果	1
【 健全化判断比率及び資金不足比率 】		
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
3	総合意見	3
【 参考資料 】		
1	実質赤字比率の算定	4
2	連結実質赤字比率の算定	4
3	実質公債費比率の算定	4
4	将来負担比率の算定	4
5	資金不足比率の算定	4
6	実質公債費比率の推移	5
7	標準財政規模の推移	5
8	公営企業会計（法適用企業）の資金剰余の推移	5

令和元年度南房総市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月7日まで

第3 審査の着眼点

審査は、提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の主な実施内容

審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を行うほか、通常実施すべき審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取し、南房総市監査基準に準拠し、審査した。

第5 審査の結果

前記、第1から第4までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.83	20.00
連結実質赤字比率	—	17.83	30.00
実質公債費比率	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため、将来負担比率は、マイナスのため、それぞれ「—」と表示している。

(1) 比率の状況

実質赤字比率は、一般会計における実質収支が黒字となっているため、当該比率はない。

連結実質赤字比率は、全会計における実質収支が黒字となっているため、当該比率はない。

実質公債費比率は、7.9%で、前年度に比較し0.1ポイントの上昇であるが、早期健全化基準を下回る結果となっている。主な理由は、地方債の元利償還金が増加し、標準財政規模が減少したことによるものである。

将来負担比率は、財政調整基金等の充当可能な財源が地方債残高等の将来負担額を上回っており、実質的な将来負担はない。

(2) 個別意見

実質公債費比率は、「南房総市行財政改革方針2018（計画期間：平成30年度～令和4年度）」における令和4年度決算の目標値（9.0%未満）を下回っている。今後も市債の発行額を最小限に抑制し、市債残高が行財政改革方針の目標値を下回るようにするとともに交付税算入率の高い有利な市債の借入に努められたい。

2 資金不足比率

(単位：%)

区分	令和元年度	経営健全化基準
国保病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足額が生じていないため、それぞれ「—」と表示している。

(1) 比率の状況

各公営企業会計における資金の不足額がないため、当該比率はない。

(2) 個別意見

国保病院事業においては、医業収支を改善し、病院経営の安定化に努められたい。

水道事業においては、施設の更新等に多額の資金需要が見込まれることから、経営基盤の強化及び効率化に努められたい。

3 総合意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

少子高齢化、人口減少その他社会情勢の変化に伴い社会保障関係費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う改修等による支出額の増加、広域事業による施設の新設等に係る負担金の増額が見込まれることから、事業の選択と集中により、更なる合理化・効率化に取り組み、持続可能な財政基盤の構築に努め、一層の財政健全化及び経営健全化が推進されることを期待する。

【参考資料】

1 実質赤字比率の算定

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(一般会計等の実質赤字額)} \quad \Delta 1,339,382 \text{千円}}{14,329,576 \text{千円} \quad \text{(標準財政規模)}}$$

※ 本市の一般会計等の該当は、一般会計だけである。

2 連結実質赤字比率の算定

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \quad \Delta 3,071,028 \text{千円}}{14,329,576 \text{千円} \quad \text{(標準財政規模)}}$$

3 実質公債費比率の算定

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{(地方債の)} \\ \text{元利償還金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(準元利)} \\ \text{償還金)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{(特定財源)} + \\ \text{(元利償還金・準元利)} \\ \text{償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額)} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額)} \end{array} \right]}$$

(単年度) $\frac{3,745,194 \text{千円}}{14,329,576 \text{千円}} = 8.27271\%$ $\frac{2,788,007 \text{千円}}{2,759,153 \text{千円}}$

実質公債費比率	平成29年度	7.91367%
(3箇年平均)	平成30年度	7.72620%
7.9%	令和元年度	8.27271%

4 将来負担比率の算定

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(将来負担額)} \quad 30,752,088 \text{千円}}{14,329,576 \text{千円} \quad \text{(標準財政規模)}} - \frac{\text{(充当可能財源等)} \quad 44,936,398 \text{千円}}{2,759,153 \text{千円} \quad \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

5 資金不足比率の算定

(1) 国保病院事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)} \quad \Delta 307,223 \text{千円}}{492,226 \text{千円} \quad \text{(事業の規模)}}$$

※ 資金の不足額のマイナスは、資金剰余の状況を示すものである。

(2) 水道事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)} \Delta 1,028,586 \text{千円}}{802,151 \text{千円}} \text{(事業の規模)}$$

※ 資金の不足額のマイナスは、資金剰余の状況を示すものである。

6 実質公債費比率の推移

(単位：%)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6.5	7.3	7.7	7.8	7.9

7 標準財政規模の推移

(単位：千円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
15,750,304	15,502,635	15,039,740	14,652,648	14,329,576

8 公営企業会計（法適用企業）の資金剰余の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国保病院事業会計	416,261	376,098	283,415	255,041	307,223
水道事業会計	1,556,790	1,549,127	1,045,103	999,503	1,028,586